令和８年（フ）第１７３５号
名古屋市中区伊勢山１丁目７番６号　パルコート伊勢山301号
債務者　朝日　智江
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７６７号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　２棟302
債務者　和谷　義明
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０１号
愛知県春日井市上田楽町2850番地　ファミーユ28　105号室
債務者　井上レイナ
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８２６号
愛知県春日井市高山町１丁目13番地16　レオネクストＹ＆Ｋ102号
債務者　山下信浩こと　朴　　信浩
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－２棟308号
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３０号
愛知県日進市栄３丁目1307番地　ＬＭＮＣ日進の丘弐番館205
債務者　廣田知彩佳
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘22棟603号
債務者　白澤親一郎
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５６号
名古屋市守山区四軒家１丁目1576番地　レーベン豊201号
債務者　堀　　正美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９８号
愛知県名古屋市天白区大坪２丁目1806番地　セリニティ塩釜口305号、従前の住所愛知県名古屋市天白区野並２丁目151番地の１　ＭＹノアーヴェ201号
債務者　植松　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２４号
名古屋市瑞穂区洲雲町３丁目26番地　ブロアセレッソ801号、従前の住所名古屋市瑞穂区本願寺町１丁目65番地　Ｂｌｏｍｅ101号
債務者　佐能　　唯
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４７号
名古屋市名東区石が根町28番地　メゾン石が根Ｂ棟202号
債務者　木本　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５８号
名古屋市中川区一色新町１丁目1301番地の３てとりば中川一色、従前の住所名古屋市中村区稲葉地町２丁目115番地の２　セゾングループホームのぞみ
債務者　森田　竜也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１号
長崎県長崎市上戸町１丁目１番50号　ホーエンハイツ302
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市東塚３丁目15番４－203号　ビレッジハウス福田、転居前の住所岡山県倉敷市玉島3085番地　サントピア　303号室
債務者　和泉藍涼香
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市福島621番地２　ノーヴァグレイス303
債務者　定方　紀子（旧姓福元）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
福岡県久留米市津福本町713番地１　ＭＡＣ久留米コート503号
債務者　Ｓｅｃｒｅｔ　ｃｏｃｏこと　井上彩
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部